

平成10年度騒音規制法施行状況調査

平成11年12月7日

環境庁は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成10年度における騒音苦情の状況及び騒音規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

(1) 騒音苦情の状況

騒音苦情の件数は、平成10年度は12,679件で、前年度に比べると約9.5%減少した。

苦情の主な発生源別内訳をみると、工場・事業場騒音が最も多く約38.3%、次いで建設作業騒音が約21.9%、営業騒音が約14.5%、家庭生活騒音が約8.4%であった。

(2) 騒音規制法の施行状況

法に基づく規制対象地域は、全国の約65.0%に当たる2,117市区町村で指定が行われている。この中、平成10年度中に、新たに5町1村に規制対象地域が指定された。

同地域において規制対象となる工場・事業場及び建設作業に対する苦情については立入検査が1,876件、行政指導が1,968件実施された。法に基づく改善勧告は5件行われ（前年度7件）、改善命令は行われなかった（前年度0件）。

環境庁としては、今後とも、騒音規制法に基づく騒音対策の推進を図っていく。

1. 目的

環境庁では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市及び中核市を通じ、騒音に係る苦情の状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

(1) 騒音苦情の状況

- [1] 平成10年度に全国の地方公共団体が受けた騒音に係る苦情の件数は、12,679件であった。これは、平成9年度（14,011件）と比べると1,332件、約9.5%の減少となる。（図1参照）

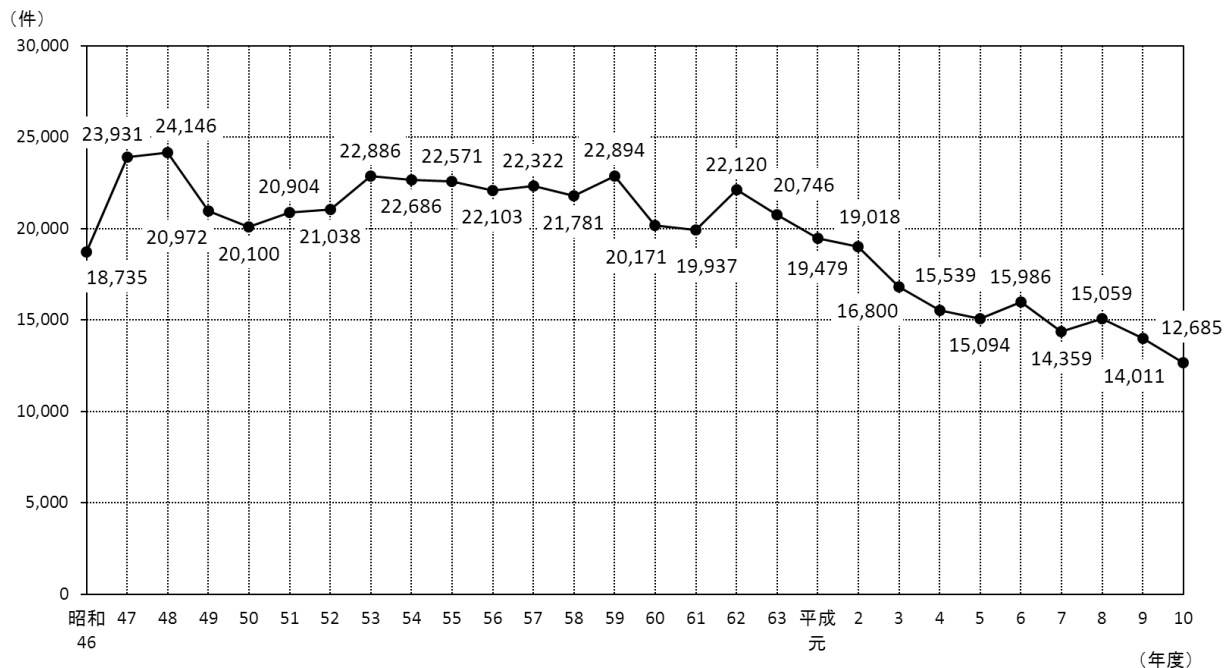


図1 騒音苦情件数の推移

- [2] 苦情件数を都道府県別にみると、東京都の2,532件が最も多く、次いで大阪府1,511件、神奈川県1,233件、愛知県1,131件の順となっており、この4都府県で全国の騒音苦情件数の約50.5%を占めている。（表1参照）
- 苦情件数の都道府県別の対前年度増減状況を見ると、減少件数の大きいのは、東京都、埼玉県等であり、増加件数の大きいのは、宮城県等である。（表2参照）

表1 都道府県別苦情件数
(上位10都道府県)

順位	苦情件数		人口100万対件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	2,532	東京都	216.8
2	大阪府	1,511	大阪府	175.2
3	神奈川県	1,233	愛知県	164.5
4	愛知県	1,131	神奈川県	148.1
5	埼玉県	639	青森県	136.3
6	兵庫県	575	宮城県	120.5
7	千葉県	491	大分県	112.2
8	福岡県	333	兵庫県	104.5
9	宮城県	282	埼玉県	93.5
10	静岡県	265	京都府	91.7
全	国	12,679	全国平均	100.7

注) 人口は、平成11年3月31日現在の
住民基本台帳人口による。

表2 苦情件数の都道府県
別対前年度増減状況

都道府県	H 9	H10	増減
北海道	208	144	-64
青森県	208	205	-3
岩手県	84	70	-14
宮城県	212	282	70
秋田県	44	33	-11
山形県	58	80	22
福島県	100	101	1
茨城県	238	207	-31
栃木県	118	135	17
群馬県	174	132	-42
埼玉県	875	639	-236
千葉県	535	491	-44
東京都	3,069	2,532	-537
神奈川県	1,241	1,233	-8
新潟県	152	140	-12
富山県	39	42	3
石川県	66	73	7
福井県	23	32	9
山梨県	43	45	2
長野県	206	166	-40
岐阜県	136	164	28
静岡県	292	265	-27
愛知県	1,237	1,131	-106
三重県	135	114	-21
滋賀県	121	111	-10
京都府	280	235	-45
大阪府	1,503	1,511	8
兵庫県	631	575	-56
奈良県	128	84	-44
和歌山県	58	79	21
鳥取県	21	15	-6
島根県	13	21	8
岡山県	119	100	-19
広島県	202	229	27
山口県	105	86	-19
徳島県	55	48	-7
香川県	67	33	-34
愛媛県	143	109	-34
高知県	56	40	-16
福岡県	388	333	-55
佐賀県	45	49	4
長崎県	119	115	-4
熊本県	96	75	-21
大分県	137	139	2
宮崎県	77	103	26
鹿児島県	105	90	-15
沖縄県	49	43	-6
合計	14,011	12,679	-1,332

[3] 苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場騒音が 4,861 件（38.3%）で最も多く、次いで建設作業騒音が 2,773 件（21.9%）、営業騒音が 1,844 件（14.5%）の順となっている。

また、発生源別の増減状況としては、苦情の総数の 4 割近くを占める工場・事業場騒音（前年度比 557 件の減）に係る苦情が減少するなど、多くが減少している。（図 2 参照）

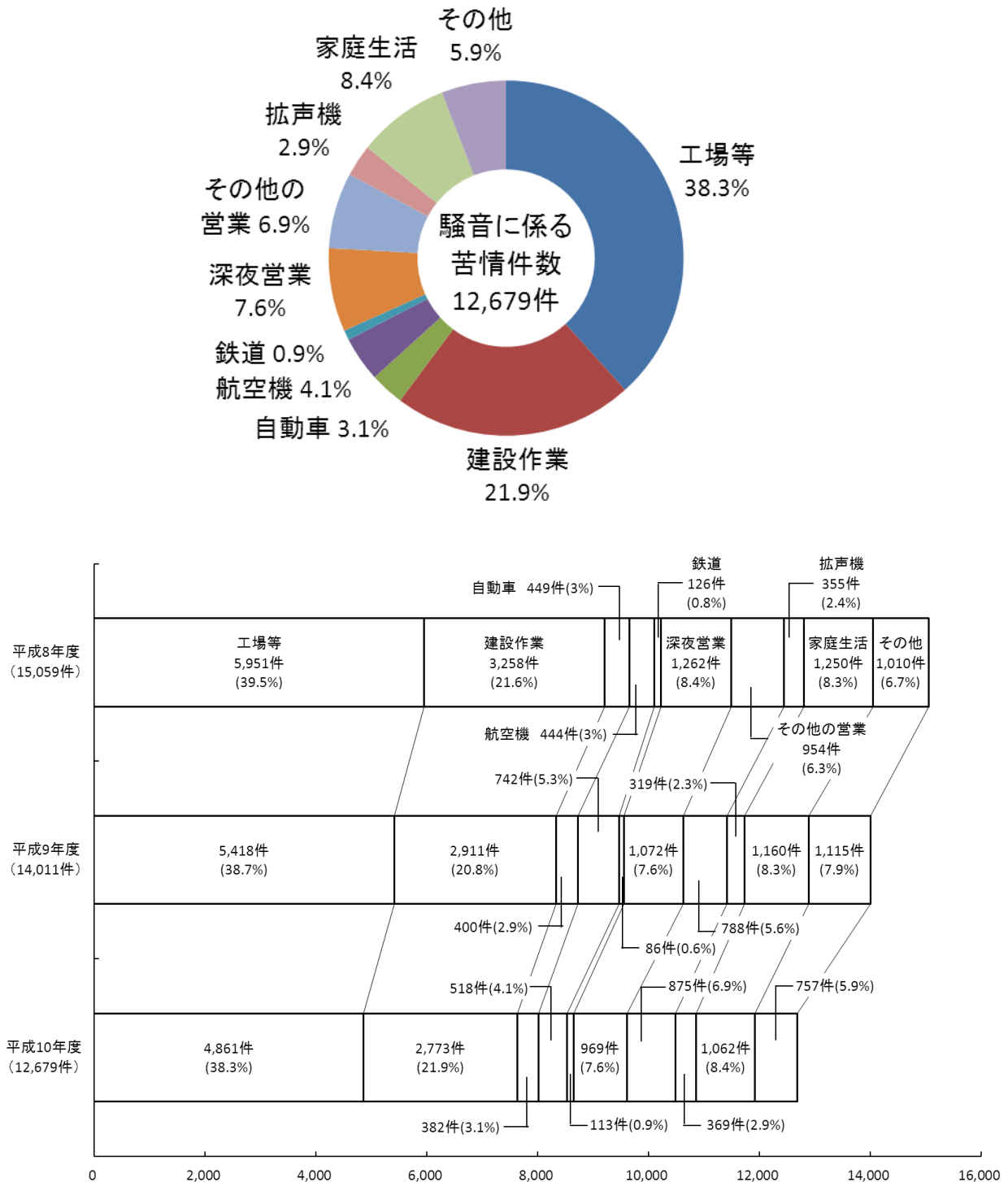


図 2 過去 3 カ年の苦情件数の発生源別内訳

[4] 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 4,861 件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約 24 % の 1,164 件であり、建設作業に対する苦情総数 2,773 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 37.7% の 1,046 件となっている。（表 3 参照）

表 3 規制対象・非対象別苦情件数

工場・事業場	発生源	指定地域		計	建設作業	発生源	指定地域		計
		内	外				内	外	
	特定工場等	1,164 (23.9%)	52 (1.1%)	1,216 (25.0%)		特定建設作業	1,046 (37.7%)	27 (1.0%)	1,073 (38.7%)
	上記以外	3,314 (68.2%)	331 (6.8%)	3,645 (75.0%)		上記以外	1,607 (58.0%)	93 (3.3%)	1,700 (61.3%)
	計	4,478 (92.1%)	383 (7.9%)	4,861 (100.0%)		計	2,653 (95.7%)	120 (4.3%)	2,773 (100%)

(2) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成 10 年度末現在 2,117 (平成 9 年度 2,111) で、全国の市区町村数の約 65.0 % に相当する。

(表 4 参照)

平成 10 年度中には新たに 5 町 1 村に規制対象地域が指定された。

(3) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成 10 年度末現在 1,720 (平成 9 年度 1,715) で、全国の市区町村数の約 52.8% に相当する。（表 4 参照）

表 4 地域指定の状況（平成10年度末現在）

指定 市区町村数	全市区町村数					計
	市	区	町	村		
	670	23	1,993	569		3,255
地域指定	数	668	23	1,248	178	2,117
	割合	99.7	100	62.6	31.3	65.0
環境基準の 類型 当てはめ	数	636	23	949	112	1,720
	割合	94.9	100	47.6	19.7	52.8

(4) 工場・事業場に対する規制の状況

[1] 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成 10 年度末現在で

206,921（平成9年度末現在 206,120）となっている。

また、特定施設の総数は 1,485,606（同 1,478,666）となっている。

特定工場等の内訳をみると、空気圧縮機等を設置しているものが約 34.2%と最も多く、以下、金属加工機械を設置しているものが 22.0%、織機を設置しているものが約 13.1%の順となっている。

特定施設の内訳をみると、空気圧縮機等が約 36.4%と最も多く、以下、織機が約 28.7%、金属加工機械が約 18.1%の順となっている。

（表5-1、表5-2参照）

表5 法に基づく届出数（平成10年度末現在）

5-1 特定工場等総数

5-2 特定施設総数

設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	45,562	22.0	金属加工機械	269,491	18.1
空気圧縮機等	70,866	34.2	空気圧縮機等	540,393	36.4
土石用破碎機等	4,197	2.0	土石用破碎機等	25,559	1.7
織機	27,141	13.1	織機	425,576	28.7
建設用資材製造機械	3,974	1.9	建設用資材製造機械	5,879	0.4
穀物用製粉機	593	0.3	穀物用製粉機	3,659	0.3
木材加工機械	22,104	10.7	木材加工機械	68,687	4.6
抄紙機	703	0.4	抄紙機	2,187	0.1
印刷機械	22,078	10.7	印刷機械	80,234	5.4
合成樹脂用射出成形機	8,607	4.2	合成樹脂用射出成形機	56,309	3.8
鋳造型機	1,096	0.5	鋳造型機	7,632	0.5
計	206,921	100	計	1,485,606	100

注）特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいう。

特定工場等の総数及び特定建設作業の件数については、工場・事業場の指標となる特定工場等の総数は若干増加し、特定建設作業の件数は平成9年度に引き続き増加した。（表6参照）

表6 特定工場等・特定建設作業の最近の推移

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
特定工場等総数	204,822	206,120	206,921
対前年度増 （増加率）	-1,726 (-0.84%)	1,298 (0.63%)	801 (0.39%)
特定建設作業件数	41,223	50,480	56,967
対前年度増 （増加率）	919 (2.28%)	9,257 (22.46%)	6,487 (12.85%)

[2] 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 1,164 件（平成9年度 1,157 件）に対して、平成 10 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 200 件（同 213 件）、立入検査 975 件（同 912 件）、騒音の測定 508 件（同 523 件）であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは 334 件（同 360 件）であり、改善勧告は 4 件（同 7 件）行われ、改善命令は行われなかった（同 0 件）。また、これらの措置のほか、騒音防止に関する行政指導が 1,019 件（同 964 件）行われた。（表 7 参照）

表 7 指定地域内の特定工場等に係る措置等の状況

苦 情		1,164
行政措置等	報告の徴収	200
	立入検査	975
	測定	508
	規制基準超	334
	改善勧告	4
	改善命令	0
	行政指導	1,019

(5) 特定建設作業に対する規制の状況

[1] 特定建設作業の実施届出件数

平成 10 年度中の特定建設作業実施届出件数は 56,967 件（平成 9 年度 50,480 件）であり、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が 27,906 件（同 28,282 件）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が 13,141 件（同 7,653 件）、くい打機等を使用する作業が 5,939 件（同 6,499 件）の順になっており、これらで全体の約 82.5 %を占めている。（表 8 参照）

表 8 特定建設作業実施届出件数

特定建設作業	件数	(%)
くい打機等を使用する作業	5,939	10.4
さく岩機を使用する作業	27,906	49.0
びく打機を使用する作業	43	0.1
空気圧縮機を使用する作業	4,404	7.7
バックホウ等を使用して行う作業	296	0.5
バックホウを使用する作業	13,141	23.1
トラクタを使用する作業	1,475	2.6
ブルドーザを使用する作業	3,763	6.6
計	56,967	100

[2] 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情 1,046 件（平成9年度 872 件）に対し、平成10年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 208 件（同 194 件）、立入検査 901 件（同 759 件）、騒音の測定 341 件（同 253 件）であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは 106 件（同 86 件）であった。改善勧告は 1 件（同 0 件）行われたが、改善命令は行われていない（同 0 件）。

また、騒音防止に関する行政指導が 949 件（同 809 件）行われた。

（表 9 参照）

表 9 特定建設作業の騒音に係る指定地域内における法に基づく措置状況

苦 情		1,046
行政措置等	報告の徴収	208
	立入検査	901
	騒音測定	341
	改善勧告	106
	改善命令	1
行政指導		949

表 10 自動車騒音に係る指定地域内における法に基づく措置等の状況

苦 情		345
測定	要請限度を超えていたもの	210
	要請限度を超えていたもの	37
	意見	0(0)
意見陳述	公安委員会への意見	15(9)
	道路管理者への意見	
要請の見解	公安委員会への要請	1(0)
	道路管理者への要請	107(21)

（ ）内は要請限度を超えたものの件数である。（内数）

(6) 自動車騒音に対する措置等の状況

指定地域内の道路交通騒音の苦情 345 件（平成9年度 339 件）に対して、騒音の測定は 210 件（同 185 件）行われており、要請限度を超えていたものは 37 件（同 49 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われていないが（同 0 件）、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 15 件（同 12 件）行われた。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 107 件（同 114 件）、都道府県公安委員会に対する同様の措置が 1 件（同 7 件）行われた。（表 10 参照）

(7) 低周波音（低周波空気振動）に係る苦情の状況

平成10年度に地方公共団体が受けた低周波音（低周波空気振動）に係る苦情の件数は 44 件（平成9年度 34 件）であった。

内訳をみると、工場・事業場が 22 件（同 19 件）等であった。

（表 11 参照）

表 1 1 低周波音（低周波空気振動）に係る苦情の状況

苦 情	件 数	%
工場・事業場	22	50.0
家庭生活	7	15.9
営業	3	6.9
鉄道	2	4.5
道路交通	2	4.5
建設作業	0	0.0
その他	8	18.2
合 計	44	100

(8) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）の適合状況について調査している。（表12参照）

[1] 環境騒音の測定実施状況

平成10年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体について、都道府県、指定都市及び中核市ごとに取りまとめ、全国集計を行ったところ、測定実施団体数は437（平成9年度492）で、環境基準の類型あてはめがなされている1,720市区町村数の約25.4%であった。

測定地点の総数は7,021地点（同9,282地点）であり、そのうち定点測定地点数（毎年度実施しているものとは限らない）は5,424地点（同7,075地点）で、全体の約77.3%となっている。

[2] 環境基準の適合状況

地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握する様な地点を選定している場合

全測定地点6,063地点（同8,362地点）のうち約70.9%の地点で適合（同68.3%）している。

地域類型別にみた場合、A類型地域（住居系地域）では4,121地点（同5,885地点）のうち約63.9%の地点で適合（同61.7%）しており、B類型地域（住居・商工業混在地域）では1,940地点（同2,472地点）のうち約85.9%の地点で適合（同83.8%）している。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

全測定地点 958 地点（同 920 地点）のうち、66.0 %の地点で適合している（同 67.0 %）。

地域類型別にみると、A類型地域では 624 地点（同 606 地点）のうち約 51.8 %の地点で適合（同 55.6 %）しており、B類型地域では 334 地点（同 314 地点）のうち 92.5 %の地点で適合（同 88.9 %）している。

（注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則とし測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表 1 2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況
（道路に面する地域を除く）

環境基準の 類型にあて はめがなさ れている市 町村	測定実 施自治 体数		平成10年度における測定状況									
			全測定 地点数	定点測 定地点 数	①地域の騒音状況をマクロに 把握する地点を選定している 場合				②騒音に係る問題を生じやす い地点等を選定している場合			
					AA	A	B	計	AA	A	B	計
1720	437	測定地点数(A)	7,021	5,424	2	4,121	1,940	6,063	0	624	334	958
		適合地点数(B)	4,933	3,822	1	2,633	1,667	4,301	-	323	309	632
		(B) / (A)			50.0%	63.9%	85.9%	70.9%	-	51.8%	92.5%	66.0%

AA：とくに静穏を要する地域

A：主として住居の用に供される地域、

B：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域